

サンワテクノス 人権方針

サンワテクノスグループは、社是『人を創り 会社を興し 社会に尽くす』および、サステナビリティ基本方針に基づく、重要課題（マテリアリティ）、即ち「社会を支えるテクノロジーとエンジニアリングの提供」

「地球環境の保全」「健康で安心・安全な暮らしへの貢献」「多様な人材の育成と活躍推進」「持続的成長を支える経営基盤の更なる強化」を掲げるとともに、「サンワテクノス企業行動規準」および「コンプライアンスガイドライン」において、「人権の尊重」を定め、サンワテクノスグループの全ての役員・社員がこれを意識し、具体的な行動として実践していくことを定めています。

今般、人権尊重の取り組みを当社グループ全体で更に推進し、その責務を果たしていくための指針として、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関（ILO）の労働の基本的原則および権利に関する宣言などの人権に関する原則、国際規範を支持し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、本人権方針を定めすべての事業活動の基本として実践していきます。

1. 基本的人権の尊重

サンワテクノスグループは、会社において自らの職務を遂行するに際して、全ての関係者の基本的人権を尊重し、また、年齢・性別・性自認・性的指向・出身地・国籍・人種・民族・信条・宗教・疾病・障がい等による差別をしません。

2. 適用法令の遵守

サンワテクノスグループは、事業活動を行う各国・地域での適用法令・規則を遵守し、倫理的な事業活動することはサンワテクノスグループの重要な経営方針のひとつであることを踏まえ、自らの業務に関連する全ての法令・規則及び社内規則等を確認し、理解し、遵守します。また、企業倫理に反する業務を行いません。

3. 国際人権規約の尊重

サンワテクノスグループは、世界人権宣言、国際労働機関（ILO）の労働の基本的原則および権利に関する宣言を支持・尊重し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、責任ある経営を推進していきます。

4. 児童労働の禁止、若年労働者の就労制限

サンワテクノスグループは、取引の全ての段階において児童労働は行いません。

ここで言う「児童」とは、15歳未満（または当該地域の法令で規定される就労可能年齢が14歳であればそれ未満）の者、もしくは当該地域での義務教育終了年齢未満の者、就労許可年齢未満の者の内、高い年齢未満の者のこととなります。

サンワテクノスグループは関係法令に準拠した合法的な職場実習プログラムに協力します。サンワテクノスグループは、18歳未満の社員に対しては、危険作業をさせません。また、教育上の必要性を考慮し、夜間の労働を制限することがあります。

5. 強制労働の禁止

サンワテクノスグループは、強制労働・債務労働・奴隷労働・非自主的且つ非人間的囚人労働を行いません。サンワテクノスグループの社員は、事業を行う国の関係法令、関係規則、および契約上の合意に基づき、適正な通知をもって、自由に離職することができます。また、雇用の条件として、社員は、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引渡しを義務付けられることはありません。

6. 差別の禁止

サンワテクノスグループは、職場における嫌がらせや差別を行いません。昇進、報酬、研修受講など求人・雇用面で、人種、肌の色、年齢、性別、性自認、性的指向、民族性、障がい、宗教、政治的志向、労働組合への加入、配偶者の有無などの要素によって、応募者や社員を差別しません。また、応募者や社員の健康診断結果や妊娠検査結果を差別的な目的に使用しません。

7. ハラスメントの禁止

サンワテクノスグループは、あらゆるハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）を行いません。

8. 結社の自由と団体交渉権の尊重

サンワテクノスグループは、社員が事業を行う国の関係法令に従って自由に結社する権利、労働組合に加入する権利、抗議行動や労働評議会に加わる権利、団体交渉を行う権利を尊重します。また、サンワテクノスグループの社員は報復、脅迫、嫌がらせの恐れを感じることなく、労働条件について、経営陣と対話することを保証します。

9. 人権デューデリジェンス

サンワテクノスグループは、人権デューデリジェンスの取り組みを通じて人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めます。

当社グループの活動が人権に負の影響を引き起こしたことが、または助長したことが明らかになった場合、適切な措置を講じることでその救済に努めます。

10. 教育啓発

サンワテクノスグループは、本人権方針、人材育成方針、各種法令および会社の規程に従った行動がとれるよう、役員および社員に対して、必要な教育・訓練を実施します。

11. 仕入先への賛同・協力要請

サンワテクノスグループは、必要に応じて仕入先に対しても、本人権方針への賛同と協力を求めます。

12. 情報開示

サンワテクノスグループは、本人権方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況や結果を、ウェブサイトや報告書等で開示します。

13. ステークホルダーとの対話

サンワテクノスグループは、事業活動が人権に及ぼす負の影響について、その影響を受ける人々の視点から理解し、対処・改善できるよう、関連するステークホルダーとの対話に努めます。

14. 適用範囲

本人権方針は、サンワテクノスグループのすべての役員・社員に適用します。

2022年7月20日

サンワテクノス株式会社
代表取締役 田中 裕之